

けるのが妥当と考えられます。よつて以上の各件はいずれも採択すべきものと決定いたしました。

陳情第四百二十四号は、民間資本の蓄積、企業経営内容の充実及び健全化を促進する意図を以て租税を改正すること、直接税に重点を置いて租税体系の均衡を図ること等の施策を実現せられたいとの趣旨であり、陳情第四百三十三号は、給付所得税を軽減せられたいとの趣旨であり、陳情第四百十号は、揮発油税を軽減せられたいとの趣旨であり、その願意は妥当と考えられます。よつて以上の各件はいずれも採択すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

○委員長(中川以良君) 只今御報告ございました請願及び陳情につきまして、は小委員長の報告通り決定をいたしましたことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(中川以良君) 御異議がないものと認めます。よつて小委員長の報告通り決定をいたしました。

○委員長(中川以良君) 次いで漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため的一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案並びに漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案を一括議題に供します。先ず御質疑をお願いいたします。

○木村義八郎君 この間、韓国側の漁船拿捕の件について一応報告を伺つたのですが、その後の状況ですね、現在拿捕についてのこちら側の折衝はどういうふうになつておるのか実情をちよつとお伺ひしたい。

○説明員(広田義君) お答えいたします。只今御質問のありました韓国側にある拿捕の状況であります。講和発効後の拿捕につきましては八月に一隻、九月に二隻、十月に入りまして二隻、合計五隻となつております。講和発効後の拿捕隻数は合計二十一隻でございますが、そのうち十四隻がすでに帰つておりますので、帰らないのが只今申しました五隻、未帰還のものが五隻でございます。これに對しましては外務省からそのつど韓国の代表部に對してその不法行為である点を抗議しまして船舶の返還、漁夫、乗組員の即時釈放、それからそれによつて与えられた損害の請求等を口上書を以ちまして抗議しております。ただ韓国側は八月の一隻、九月の二隻につきまして我が方がいろいろ資料を出して、これは公海上であるということを抗議しているにもかかわらず、向うはいわゆる領海侵犯であるということを主張いたしまして、最近韓国の国内法を作りましたが、いわゆる領海侵犯令によりまして、これらの船員を裁判にかけまして、漁船、漁具の没収、それから乗組員に對しましては罰金等を科しておるのであります。これにつきまして、我が方から又重ねて要求しておりますけれども、現在のところまだ解決がついてございません。それから十二月の二隻につきましては、これはこの前の土曜日、十三日の問題でございます。今詳しい資料を取寄せまして、韓国側にこれも抗議しようとしております。

○木村義八郎君 まあそういうふううに、今懸案になつておるものもあり、又抗議をこれまでにしておるものがあるんですが、こういう状態ですと非常に不安じやないのですか。そういう裁判が行われて、まだきまらないうちに、又どん／＼後からそういう事件が起つて来ると相当問題だと思ふのですが、今後の見通しはどうなんですか。

○説明員(広田義君) この点につきましては、我が方からそのつど抗議してはいるのでございますが、韓国側のほうから何ら誠意あるものがございせんので、今後勿論そのつど反省を求めるともでございます。拿捕が絶対にあり得ないということを期することは現在では困難ではなからうかと思つております。

○木村義八郎君 それに對するどういう対策を考えられておるのですか。

○説明員(広田義君) 韓国側につきましては、そのつど従前もなしてございすように、そのつど抗議してございす。

それからこれは直接国連軍の責任でございせんけれども、一月に韓国の大統領が宣言しましたいわゆる李承晩ラインの中におけるこういう拿捕事件について、国連側にそういうことのないように斡旋してもらふということも、これ又米國大使館を通じて依頼してございす。

それから全般の問題としては、漁船の問題だけではないんですが、日本と韓国との間の全般の国交問題調整にも関連します。そういうことについて、これは今年の二月から四月にかけて日韓會議が行われましたけれども、当時の事情で今のところ中絶しておりますが、この再開を圖つて全面的な国交調整をやるといふことも考えております。

○木村義八郎君 何かその拿捕の危険があるような場合には、護衛船みたいなものがついて行つてゐるわけですか。

○説明員(広田義君) これは外務省のあれではございませんけれども、従来からも水産庁の監視船が同方面には出ておりますし、それから極く最近には、海上保安庁の巡視船もいわゆる危険区域に近寄らないという保護監視というふうな意味合いにおきまして同方面に配置されておるやうに聞いております。

○木村義八郎君 今後フリゲート艦、ああいうものは将来護衛用に當るのですか。そういう用途に……

○説明員(広田義君) これは、今私が申しましたのは海上保安庁の巡視船でございます。今お尋ねのありましたのは保安庁の警備艦のことだと思ひますが、その方針については私は何つておりませんので、現在のところ、保安庁の船が出ておるということしか承知しておりません。

○木村義八郎君 それから船員に給する給付期間ですね。何か別の法律案の改正では、六カ年間というふうな区切つてあります。あれはどういうわけですか、六カ月を区切つてあるのは。

○政府委員(白石正雄君) 実体法であります。保険法のほうでは、現在までのところは給付期間が何らか制限がなくして歸つて来るまで給付をやる、こういうことになつておつたのであります。そうしますと、向うに行きましてまあ行方不明になつてそのまゝ帰つて来ないとなれば、例えば百年でも二百年でも給付する、こういうふうな法案になつておるのです。これは保険計算上も何らかその点を考える必要が

あるだろう、こういうことでいろいろ検討しました結果、現在のところ労災法等によりまして、労災法におきまして労災の補償の期間が回復の見込みがないというような場合におきましては、大体打切り計算をするというふうになつておりますので、その期間と歩調を合せまして六年四カ月程度でそれを打切る、こういうことで検討したわけでありまして、今までの実績その他から見まして、これだけの期間があれば大体給手の支給上支障はないと、そのように考えまして、改正法案を提出した次第であります。

○木村義八郎君 今までなくて、なぜここ六カ年にしなければならなかつたか、その打切つたあとで、例えば六年のその一年後において歸つて来たときは給手は受けられない、七年四カ月に歸つて来た人には受けられない。何かあとの措置を考えられてゐるのですか。

○政府委員(白石正雄君) 御説の点は尤もだと思つておりますが、今までの実績等を見ても、大体一年程度のうちに相当大部分が歸つて来ており、二年以上になるというものは非常に極く僅かであるというふうな実績もあつたので、六年四カ月の日数をかければ大体実情においても支障はないであらう。それから保険計算上におきまして、まあ何らか一応の期間を考へる必要があるということで、保険法としましては最大限の期間というふうな意味におきまして、一応こういう規定を設ける必要があつたという

こと、提案をしたわけでありまして、○木村義八郎君 それなら今まで通りでなぜ悪いのですかね。何か特別に設

けなくちや、その法の体裁としてそういう期間を切らなければ、ほかのいろいろな保険法と勘案してまうというのか、今までなかつたのを特に今度改正してそうしなければならんという、特別の何か理由がなければならんと思うのですが……

○政府委員(白石正雄君) 実はこの法案は去る十三国会において成立しました法案でありまして、そのときに、まあ申上げてはなんでありまして、その点に關する限り一応規定が不備であつたんじやなかろうかというように考へるわけでありまして。保険計算である以上は、まあ言葉はなんでありまして、いつまでも永久的に支給するといふような規定では、保険計算の一筋筋として成り立たないのじやないかといふような点で、一応その点の規定を整備したいのだというように私も考へております。

○委員(中川以良君) ほかに御質疑はございませんでしようか。御発言もないようございまして、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案を衆議院送付原案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員(中川以良君) 全会一致と認めます。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員(中川以良君) 次に漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案、衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

小宮山常吉 大矢半次郎
西川基五郎 木内 四郎
黒田 英雄 杉山 昌作
小林 政夫

○委員(中川以良君) それでは先般開議銀行法案に對して小林委員の御修正の意見等ございましたので、その後お三名のかたにこれに對する御検討を願うことにいたしましたのであります。その結果につきまして小林君より御報告をお願いいたします。

○小林政夫君 大矢氏と堀木氏と三人で相談をした結果、お手許に只今配付いたしましたような一応成案を得たのであります。只今お配りした中でちよつと印刷の漏れがございまして、「日本開議銀行法の一部を次のように改正する。」その次に「第六章中」云々と書いてあるその間へちよつと入れて頂きます。「目次中」「第四十九條の三」を「第四十九條の四」に改める。この言葉を一つ入れておいて頂きたい。こういう成案を一応得たのであります。一応この成案を以て銀行局と打合せの意を認めて一つの中企業金融の重要性を認めて一つの今構想を持つておる、それで次の国会においてそういう提案の運びにしたい。その趣旨は大体商工中金にこの開議銀行の中小企業融資を移管し、商工中金の改組を図る、こういうような構想であるのであります。これは我々も本来開議銀行の中小企業融資部門というものはその当初において見返資金の嚆小企業融資を開銀が引き継ぐときに商工中金においてやるべきであつたという考えを持つておりますし、非常にいい考えになつて

おるので、一応それでは責任ある者がこの当委員会です。必す次の国会においてこういう構想によつてやるからという発言をするならばこの開議銀行法の改正については考へてもよろしいといふことで、大臣が出て発言をするかどうかを押ししましたところが、出ますという回答があつたので、一応こういう改正案をまあ本委員会において討議する前に大蔵大臣と銀行局長の出席を求めてその構想を聞いた上にして頂きたい、こういうふうな考へるのであります。

○委員(中川以良君) 小林委員の御発言通りにすることに御異議ございせんですか。

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中川以良君) それでは速記をつけて。先ほど小林委員より日本本会議で出て出ましたところの簡保の問題につきまして委員長に對するお尋ねがあつたのでございまして、本問題につきましては実は郵政委員会において内々議員提出法案といたしまして法律案を提出する準備をいたしておるような趣旨を承りましたので、それはこの委員会において正式にお諮りするまでは行かなかつたのでございまして、皆様がたいろ／＼とお話をいたしました、委員長といたしましては先ず議事部長のほうに若しもそういう議員提出法案が出た場合においては、当大蔵委員会に付託することにこれは郵政委員会に付託することにこれは異議があるという旨を正式に申入れをいた

しておつたのであります。更に自由党内におきましても、私は自由党の国会対策委員会に對しまして、その不当なる処置に對しまして異論を申し上げました。そして昨日はいずれこれは党の政調会或いは閣議におけるところの思想の統一等をはつきりしてもらうまでは、一応これを議運にかけることは見合はせてもらいたいといふことを申入れをいたしておりました。本日まではこれを提出いたさないといふ大体内約ができておつたのでございまして、然るに本日突如としてこれが議運に付託をされまして、郵政委員会にこの法案が付託をされ、間髪を入れず郵政委員会がこれを可決いたしました。今日の本会議に緊急上程いたしましたことにつきましては、誠に遺憾と存ずる次第でありまして、委員長といたしましてはこれが今後の処置等につきましては御意見等も承りまして、できるだけの善処をいたしたいと存ずる次第でございます。どうぞさように御了承を頂きます。

○松永義雄君 ちよつとお尋ねいたしますけれども、私の今の聞き違ひかも知れませんが、大蔵委員会がそういう申入をしたと、ちよつとやるのですか。

○委員(中川以良君) 委員長として申入れをいたしました。

○松永義雄君 委員長個人で……

○委員(中川以良君) 委員長の資格を以て申入れをいたしました。皆さんにお諮りする暇がなかつたのですから。なお附言いたしますことは、実は本日においてこの問題を議題といたしまして、委員会の意向というものを決定をいたしたいと実は考へておつたの

でございます。それが何となれば本日は議運にそういう問題はないということとを考へておつたからでございます。

○松永義雄君 少し委員長の権限としては拡大されているような感じがいたします。それだけで終つておきます。

○木内四郎君 ちよつと今に關連して發言しておきます。僕は委員長のこのことについてはまだ足りないと思ふのです。この大蔵委員会は特別會計法などは当然大蔵委員会に付託されるということとを主張していいものだと思ふ。これはこの委員会に諮らなくても委員長としてむしろ当然やるべきことだと思ふ。その結果その目的を達成されなかつたことは誠に遺憾なんです。そういう点については僕は委員長の当然の権限だと思ふ。むしろ委員長のやりかたが足りないくらいだと思ふ。その点について僕はさつきの質問に對しては非常に異議がある。

○委員長(中川以良君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記始めて。

○小林政夫君 今の問題は私も木内委員の意見に賛成でありまして、特にこれについてはいきさつがあつて、すでに前国会において同様の法案が大蔵委員会に付託をされておつた。ただ衆議院がこちらに送り込んで来なかつた。それはどうも大蔵委員会では通りにくいというような考え方から、と思われませんが、郵政委員会の審議の対象とするというふうな取運び方をやつておる内面的な情勢から行くなれば、委員長が当然それだけの措置をされて然るべきだと、こう思ふのでむしろ私が質問する趣旨は、委員長の努力の足らなところをもう少し究明したいという趣旨

で先ほど來質問を始めたわけでありまして、当然この程度のことはやられるべきだと思ひます。これは法案自体の内容の賛否は別にして、本委員会の審議、我々の審議権の問題からいつて、將來非常に禍根を残す点があると考えられるので、あえて質問をするわけですが、先ほどは大体郵政委員長を対象としての委員長のとられた処置、又議事部に對する措置はとられたことについて、これは承りました。が、議運の委員長に對してはどういうふうな連絡をされておつたか。これは議運自体の問題でもありますが、今朝の議事の進め方は成るほど郵政委員会へ付託するという意見は強く出ましたけれども、大体平素發言の多いほうからあつたので、それに大蔵委員会と、少くとも大蔵委員会の意向を聴取して本日は保留しろというところの意見に對しては勿論賛成者もなかつたわけだが、特に自由党或いは緑風会方面の意見を念を押して聞くことなく、ただわあわあという圧倒的な声によつて圧倒的に郵政委員会へ付託することの意見の多いという、こういうことで委員長の独断、私を以て言わしめるならば独断的な判断によつて採決をされた。別に手を挙げるといふこともなしに採決をしたというふうなことに對しては、やはり同じ自由党の議院運営委員長に對する我が委員長との連絡がどういうふうになつておつたか。その点を承わりたい。

○委員長(中川以良君) 速記とめて。

午後二時四十八分速記中止

午後三時十一分速記開始

○委員長(中川以良君) 速記をつけ。それでは本日はこれにて質疑を終

りたいと思ひますが、よろしくごさいますか。

○委員長(中川以良君) それでは本日はこれにて散会をいたします。

午後三時十二分散会

十二月十五日本委員会に左の事件を付託された

- 一、漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のため)の付託は十一月二十四日)
- 一、漁船再保險特別會計法の一部を改正する法律案(予備審査のため)の付託は十二月二日)